

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会
家畜共済小委員会 報告概要

1 家畜共済に係る診療点数表に関する事項

諮問事項

第2 家畜共済診療点数表の改定について

家畜共済に係る診療点数小委員会(開催日時：平成19年12月6日～7日、座長：加茂前専門委員)において調査審議を行い、以下の結論を得た。

(1) 農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。)第33条第1項及び第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が点数を定める診療の種類の変更等

ア 「往診」について、勤務形態等を考慮し、「夜間とは午後6時から翌日午前8時までの間(深夜を除く。)をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。」こととする。

イ 「直腸検査」について、適用条件を明確にするために、「膣検査(膣鏡検査、膣内診検査)を含む。ただし、膣検査(膣鏡検査、膣内診検査)のみを行った場合は、給付の対象としない。」こととする。

ウ 「検案(解剖した場合)」について、子牛の検案については、難易度、要する時間等が種豚と同程度であることから、「6か月未満の子牛について、検案を行った場合は、種豚の点数を適用する。」こととする。

エ 「第四胃変位簡易整復手術」について、現在、主に用いられている経皮的簡易整復手術の術式を明らかにするため、「第四胃変位簡易整復手術とは、デラハンティ法、ピンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。」こととする。

オ 「摘出手術」について、適用条件を明確にするため、「去勢（潜在精巣の摘出を含む。）は、病傷事故に該当しないから適用しない。」こととする。

カ 「卵巢割去」について、近年使用実態がないことから、削除する。

キ 「切開手術」について、切開手術の大きさについて、現在の記載方法が不明瞭であることから、外傷治療と同様に「小（20 cmまで）、大（20 cmを超えるもの）」に変更する。ただし「大きさは、患部の長径とする。」こととする。

(2) 規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数（A種点数）の現行算定基礎中、変更を必要とする事項

ア 「往診」について、近年のガソリンの値上がり等を反映し引き上げる。

イ 「診断書」について、印刷代を考慮し、引き上げる。

ウ 「検案書」について、印刷代を考慮し、引き上げる。

エ 「指導書」について、印刷代を考慮し、引き上げる。

オ 「超音波検査」について、近年、検査機器が携帯型となっており、価格も低下していることから引き下げる。

カ 「静脈内注射」について、補液管の購入価格の上昇を考慮し、補液管を使用した場合に増点する。

(3) 規則第33条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数と規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数との差（B－A種点数）の診療の種類ごとの見直し

ア 「診断書」について、獣医学的技術を考慮し、引き上げる。

イ 「検案書」について、獣医学的技術を考慮し、引き上げる。

ウ 「指導書」について、獣医学的技術を考慮し、引き上げる。

エ 「直腸検査」について、近年のフリーストール等の増加及び直腸検査用手袋の取替え等により、検査に時間を要することから引き上げる。

オ 「超音波検査」について、判断が簡便であることから引き下げる。

カ 「開腹（第四胃変位整復手術）」について、術式が一般的となっており、術式の難易度を考慮し引き下げる。ただし、右方変位の場合及び右方変位と同時に第三胃の捻転整復を併せて行った場合について、術式の難易度を考慮し、増点する。

2 家畜共済に係る薬価基準に関する事項

諮問事項

第3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の収載基準及び価格の算定方法並びに収載する医薬品について

家畜共済に係る薬価基準小委員会（開催日時：平成20年1月22日～23日、座長：田口専門委員）において調査審議を行い、以下のとおりの結論を得た。

(1) 収載できる医薬品の基準

諮問どおりとする。

(2) 薬価の算定方法

諮問どおりとする。

(3) 収載する医薬品

ア 「(1) 収載できる医薬品の基準」に基づき諮問のあった医薬品のすべてに加え、収載希望のあったプロゲステロン腔内挿入薬並びにイベルメクチン注射薬及び外用薬についてそれぞれ収載の是非を調査審議した結果、上記収載希望のあった医薬品については、疾病予防薬及び寄生虫駆除薬に該当するものとして不収載とすることが望ましいことから、収載する医薬品は諮問のあった医薬品とする。

イ その結果、収載を妥当とするものは次のとおり。

注 射 薬	4 2 4 品目
内 用 薬	1 6 1 品目
外 用 薬	7 5 品目
注入・挿入薬	4 6 品目
合 計	7 0 6 品目

ウ 製造販売中止等の理由により収載されなくなる医薬品のうち、診療施設

においていまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品については、薬価基準表の「第5その他」として収載し、平成20年6月30日までに限って適用することが望ましいこと。

(4) その他

ア 製造販売承認の承継又は会社の統合等により製造販売会社名が変更になった場合にも、同一医薬品であれば給付対象となるように措置を講ずること。

イ 昨年の答申（平成19年2月9日付け18食農審第59号）の別添で意見として掲げた、「調剤を要する医薬品の薬価基準表への収載の可否については、今後、医薬品購入実態調査及び診療所への調査を通じて、それらの使用実態を把握し、不収載とする基準を明確にした上で、20年度以降の収載の可否について調査審議を行う必要があること。」については、その調査の結果、使用実態がない医薬品があったが、このような医薬品であっても、効能があり、製造販売会社からの収載要望の可能性があるため、近年購入実績のない医薬品について除外する等の新たな除外基準を、諮問の第3の1の（4）以外に設けることは望ましくないこと。

ウ 牛のフルニキシン系製剤は、細菌性肺炎に限り使用を認めているが、乳房炎への効能が追加されたことを踏まえ、乳房炎への使用を認めること。

(別 添)

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会家畜共済小委員会
専門委員名簿（五十音順，敬称略）

【家畜共済に係る診療点数に関する事項】

(氏 名)

(所 属)

あなみ もりお
穴見 盛雄

(社) 熊本県獣医師会会長

◎ かも まえひでお
加茂前秀夫

国立大学法人 東京農工大学教授

きむら ようこ
木村 容子

群馬県家畜衛生研究所所長

こんどう のぶお
近藤 信雄

(社) 日本獣医師会理事

こんどう やすこ
近藤 寧子

千葉県農業共済組合連合会東部家畜診療所 係長

まつお かけん
松岡 健

兵庫県農業共済組合連合会 家畜部長

◎は、座長

【家畜共済に係る薬価基準に関する事項】

(氏 名)

(所 属)

こんどう のぶお
近藤 信雄

(社) 日本獣医師会理事

すずき ようこ
鈴木 洋子

神奈川県農業共済組合家畜部長

◎ たぐち きよし
田口 清

酪農学園大学獣医学部教授

にしざき かんじ
西崎 完治

岡山県農業共済組合連合会北部基幹家畜診療所所長

ふくい くにあき
福井 邦顕

(社) 日本動物用医薬品協会理事

◎は、座長